府 食 第 6 1 1 号 令和 3 年 1 0 月 2 7 日

農林水産大臣 金子 原二郎 殿

食品安全委員会 委員長 山本 茂貴

食品健康影響評価について(回答)

令和3年10月19日付け3消安第3532号をもって貴省から食品安全委員会に 意見を求められた事項については、下記の理由から、食品安全基本法(平成15年 法律第48号)第11条第1項第2号に規定する人の健康に及ぼす悪影響の内容及 び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

記

1 諮問文書の1について

本改正は、長年農業生産現場で肥料又は肥料の原料として使用されており、 人の健康に悪影響を及ぼすことが認められていない草木灰のうち、人の健康に 悪影響を及ぼす可能性が特に低いものを肥料の原料の規格として追加するもの である。

また、本改正により新たに使用が認められるようになる肥料については、既 に公定規格が定められている副産肥料等と同等の有害成分に関する規制を設け ることとしているため、本改正により、現状と比較して、農作物の摂取を通じて、 人の健康に悪影響を及ぼす重金属にばく露されるおそれはない。

以上により、現行規定と同等の安全性が確保されることから、本改正により 人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。

2 諮問文書の2について

本改正により新設する肥料の原料は、重金属の含有量が十分に低い。また、本肥料は、原料及び製法が類似する肥料(鉱さいけい酸質肥料及び熔

成汚泥灰けい酸りん肥等)と同等の有害成分に関する規制を設けることとしているため、本改正により、現状と比較して、農作物の摂取を通じて、人の健康に悪影響を及ぼす重金属にばく露されるおそれはない。

以上により、現行規定と同等の安全性が確保されることから、本改正により 人の健康に悪影響を及ぼすおそれはないと考えられる。